

平成24年第2回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

平成24年3月8日

【開会】

【一般質問】

日程第1 一般質問

- 1 5番 山岸はる美さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
 - (1) 持続可能な畜産経営のための施策について
 - (2) 認定こども園について
 - (3) 葛巻高校の充実、発展について

- 2 1番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 高齢者健康福祉施策の行方について
 - (2) 町行財政運営の推進方策について

- 3 8番 辰柳敬一君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 町総合計画に係る町長の基本姿勢について

平成24年第2回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (本会議)

告示年月日	平成24年2月10日(金)					
招集年月日	平成24年3月7日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成24年3月7日～平成24年3月16日 10日間					
会議の月日	平成24年3月8日(木) 開会10時00分 閉会13時57分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4番	小谷地 喜代治	8番	辰柳 敬一		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局	楢木 幸夫		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	丹内 勉
	住民会計課長	和野 一男	総務企画課総合政策室長	深澤口 和則
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから今日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

今回の定例会には、3名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は特に許可した場合のみとします。

それでは通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快に願います。

最初に5番、山岸はる美さん。

5番 (山岸はる美さん)

それでは、通告している3点について、町当局の考えをお伺いいたします。

1点目についてであります。葛巻町の生乳生産量は、昨年の大晦日からの大雪被害の影響、また、3月11日の東日本大震災による停電で畜産農家は搾乳できなかつたり、関係工場の被害により余儀なく廃棄したり、乳牛においても通常時間の搾乳ができなかつたこと、配合飼料の工場も被害を受けたことで、配合飼料がいっぺんに変わった影響により故障牛が多く出たことから、22年度と23年度を比較しても、23年10月の月間乳量が14トンと僅かに増となっただけで、前年度割れという状況にあります。

また、畜産農家戸数も年々減少してきており、23年度は177戸で、うち8戸の畜産農家が経営中止されました。

現在は東京電力の原発事故の影響による牧草、牛乳の検査と、農家によって胸の痛む思いであります。さらに食品に含まれる放射性物質の暫定規制値が4月1日から引き下げられる予定と聞きますが、JAグループが原発事故の損害賠償請求の取りまとめに当たっているが、今後の対応について説明があったのか。

また、第1次産業を基幹産業とし、東北一の酪農郷を誇る町としての対応について伺います。

次に、酪農ヘルパー事業は、畜産農家が営農していくうえで重要な役割を担っております。現在、農家の経営主の平均年齢は54.4歳であり、生産労働者数は1農家平均2.4人、後継者の有無については168戸中52戸、30.1パーセントであり、3分の2の農家は後継者が今現在はいないという生産体制であります。

そのような中で、酪農ヘルパーの人材の多くは酪農家の後継者であり、人材育成にも

時間を要することから、ヘルパーの確保に向けた対策と、えさ取り、廃プラスチックの梱包等、二次的作業に対するヘルパーも求められていますが、充実した人材の確保についてJAと協議の考えはないのかお伺いします。

次に2件目ではありますが、認定こども園についてお伺いします。

保育園機能と幼児教育機能を併せ持つ認定こども園として、3度目の募集をされる時期となりました。葛巻保育園では、保育に欠ける子ども6カ月から就学前まで70人、保育に欠けない子ども3歳から就学前まで15人の定員で募集されるようであります。前は0歳児には特に規定がなかったのが、今回6カ月とした根拠と、万が一病気に罹患して医師の診察を受けても、保護者の都合でどうしても預かってほしいケースがあると思われるが対応について。

特に、葛巻保育園では施設的なゆとりはあるのか。

また、認定こども園として約2年間の運営をどのように検証されているのかお伺いします。

次に3点目ではありますが、葛巻高校の今後の入学者の見通しと就職内定状況についてお伺いします。

また、国道から校舎までの勾配のある坂道は、特に冬場はスリップするなど危険であり、ロードヒーター等の対応を県に対して働きかける考えはないのか、以上3点についてお伺いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの、山岸議員の質問にお答えをいたします。

1件目の持続可能な畜産経営のための施策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の農家戸数の減少と生乳生産量が落ち込んでいることへの対応についてであります。

本町の酪農は明治25年に乳牛が導入され、今年で120周年を迎えるものであります。これまで先人のたゆまぬ努力と、昭和50年に着手をいたしました北上山系開発事業14,650,000,000円の巨額を投じての事業でありました。このことにより、飛躍的な発展を遂げ、現在飼養頭数及び生産量ともに東北で最大規模となり、名実ともに東北一の酪農郷として発展をいたしてきたところであります。

平成15年ころまでは、家畜ふん尿処理に対する法的規制の強化などもありまして、農家戸数が減少する一方で継続的に規模拡大を図ろうとする農家もあったことから、町全体としての頭数が維持されてきたところであります。その後、農家の高齢化と担い手不足、さらには飼料、農業用資材の高騰などから、農家戸数は年々減少傾向にあり、特に搾乳農家においては、13年には258戸であったものが、23年には177戸まで減少し、この10年間で81戸、31.4パーセント減少をいたしております。生乳生産量におきましても、15年の42,867トン、これをピークに年々減少いたしまして、去年は34,564

トンまで減少しているものであります。

これまで、町の基幹産業である酪農、畜産については、その時々为社会経済情勢や酪農情勢を踏まえながら、国、県の補助事業を導入するとともに、各種の町単独事業を創設するなどして経営基盤の強化のためのさまざまな施策を講じながら、その振興を図ってきたところであります。23年度におきましても、昨年の大震災や原発事故に伴う農家の要望等を踏まえ、非常用発電機購入助成事業の創設でありましたり、乳用牛、初妊牛の導入事業の拡大実施など、緊急の対策なども進めてきたところであります。

24年度におきましても、事業内容の見直しを進めながら、引き続き各種事業を実施していく考えであります。中核的担い手農家の育成を基本に、国における畜産公共事業等により粗飼料生産基盤の集積や生産施設の近代化等の支援を進めて生乳生産量の拡大につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に2点目の酪農ヘルパーの確保に向けた対策等のご質問についてお答えをいたします。

ご案内のとおり、酪農ヘルパー制度については酪農が生き物を扱う仕事であり、休みが取りにくいということから、酪農家の休日確保のために制度化されたものであります。酪農家が農作業のできない日に、酪農ヘルパーがえさやりや搾乳、牛舎の掃除などの作業を農家に代わって行うものでありまして、この制度が普及したことで酪農家も休日が取れるようになり、労働条件の改善が図られてきたところであります。

本町では、平成2年に葛巻町酪農ヘルパー利用組合が組織され、事務局はJAが担って事業が運営されておるところであります。町では、酪農ヘルパー制度がゆとりと魅力のある酪農の創出につながるものとして同組合に対しヘルパー要員の身分補償費の2分の1の額を助成してきたところです。

現在は、専任ヘルパー要員5名、臨時ヘルパー要員7名を雇用し、事業が運営されておりますが、このヘルパー要員のほとんどが酪農家の後継者であることから、将来酪農経営を見据えた技術研修を行っているという側面もありまして、酪農経営に専念する時期にはヘルパーを退職するという、そういう現状もあるものであります。

農家の高齢化が進行する中で、日常的な二次的作業に対するヘルパーの需要も増加傾向にあり、ヘルパー要員はやや不足気味であると同っております。継続的な、そして、かつ安定的な優秀なヘルパー要員の確保が重要となりますので、今後も酪農ヘルパー利用組合への支援を継続するとともに、ヘルパー要因の人材確保を図るため、JAと情報を共有しながら、人材の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2件目の認定子ども園についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の病児保育に対する対応についてであります。岩手県内における病児保育施設は6施設ございますが、いずれも病院に付設したものであります。

施設開設のためには児童の静養、または隔離の機能を持つ観察室、または安静室などの施設整備が必要であること、利用児童数概ね10名につき看護師等1名以上、利用児童数3名につき保育士1名以上の人的配置が必要となるなど、国が定める基準を満たす必要があります。以上のことから、現施設での病児保育の実施は難しい状況にあります。

ただ、年間を通しての保育の中で、児童が微熱を出したり、腹痛を訴えたりと突発的

に体調不良となった場合は、一定時間、応急的な対応を行いながらも、保護者に連絡して病院での診療を促すような事例はございます。

少子化対策と子育てにおける安心の確保を図るうえで、病児保育施設の必要性はあるものと思いますが、一方、病気になるいは病後の児童が最も安心でき、回復に効果のあるものは両親等家族のもとでの静養であるとも考えられるものであります。今後においては、保育所利用者等のニーズの把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、0歳児からの保育を実施している葛巻保育園の施設にゆとりがあるのかのお尋ねであります。現在の葛巻保育園は昭和58年に延床面積が600平方メートル、定員90人として整備した施設であります。少子化の影響から平成4年には一端定員を70人に変更しましたが、平成22年度から保育園型認定こども園としてスタートする際に定員85人、幼稚園機能15人プラス保育園機能70人としたところであります。

この間保護者の要望、特に女性も女性の社会参加が進み、2歳未満の幼児の入園申し込みが多く、本年2月現在では、0歳児15人、1歳児5人、2歳児13人、3歳児19人、4歳児18人、5歳児26人で入所定員を超える91人を受け入れております。このことは、入園待機児童を生じさせないとの方針に基づくものであります。また、職場と送迎の関係から保護者が居住地に近い分園ではなくて、葛巻保育園への入園を希望すること、このことにも応えた結果でもあります。

施設のゆとりという観点からは、葛巻保育園は厚生労働省が定める児童福祉施設の設置基準を満たしておりますし、特別な窮屈感はないものというふうに考えております。また、認定こども園としての約2年間の運営をどう検証しているかのご質問であります。

本町における認定こども園の設置目的は、本町唯一の私立幼稚園が閉園するという状況の中に、保育に欠けない児童の受け入れ対策、あるいは幼保一元化による保育と教育の一体的な提供の場が求められていたことなどによる就学前教育の充実を図ろうとするものであります。

幼稚園機能分として入所承諾した児童は、22年度は7人、23年度は9人ですが、すべて長時間利用、幼稚園機能4時間、保育園機能4時間、これを、長時間利用を選択しておるものであります。

運営の参考とさせていただきました他自治体の認定こども園の例では、幼稚園機能希望する児童に4時間程度の教育を実施するという内容でしたが、本町では幼稚園機能での入所も、保育園機能での入所のいずれであっても同じ生活での保育教育となっているものであります。異年齢交流や長時間保育での体験、教育の充実を望む意見も多いことから、これまでも登山体験、あるいは座禅教室、リトミック音楽教室、俳句教室、英語教室なども取り入れた保育教育の充実を努めているところであります。

また、就学前教育を視野に、あいさつをはじめとするしつけ、忍耐力と想像力の醸成については、特に重要視した保育に心がけているものであります。家庭ではできないような体験、教育、しつけを行い、そのことが家庭での教育と結びつくことで大きな成果が得られるものと考えておるものであります。

今後も保育士一人ひとりが自己研鑽に努めるとともに、園だよりの発行のほか、保護

者や保護者会との協力連携体制をしっかりとつくりあげ、保護者との円滑なコミュニケーションを図りながら、子育てを行う利用者にとって満足度の高い保育所運営に努めてまいりたいというふうに考えておるものであります。

3件目の葛巻高校の充実、発展に係るご質問にお答えをいたします。

1点目の葛巻高校の今後の入学者の見通しと就職内定状況についてであります。

14年4月から町内3中学校と県立葛巻高校は、連携型中高一貫教育を導入し、以来進学、就職を合わせた進路100パーセント達成等大きな成果を挙げているところであります。

この間、葛巻高等学校教育振興協議会を通じ、遠距離通学助成や給食の実施、芸術鑑賞をはじめとした魅力ある学校づくりに対し積極的な支援を行ってまいりました。

また、葛巻高等学校存続期成同盟会の高校存続活動とも連携しながら、17年度以降は町内中学生の6割以上が葛巻高校に進学するとともに、町外からの登下校の送迎を行うことで、久慈市山形町をはじめ27人の生徒が町外から通学をしております。こうした受入態勢の構築が、入学生徒の確保に大きな成果をあげてきたところであります。

一方で少子化の影響は大きく、町内中学校卒業生徒が、14年度には99人であったのに対し、23年度は48人と半減をいたしております。

今年度の県内公立高校の出願状況を見ますと、葛巻高校は連携型推薦による30人、一般入試出願者9人の計39人となっており、1クラス40人の定員に届かない事態も想定されるわけではありますが、最終的には、再募集等が行われ3月末に入学者が確定することとなっております。

さらに、その後の状況を見ると、町内中学校の卒業見込み数は、24年度54人、25年度51人、26年度同じく51人、27年度46人、28年度39人、29年度46人であり、仮に町内中学校卒業生の7割が葛巻高校に進学しても37人、35人と40人以下であります。これに町外からの進学者として、学区外定員8人を見込んだとしても、40人を数人超える程度にとどまる状況にあります。

次に就職内定の状況についてであります。今年度の葛巻高校卒業生は54人であり、そのうち就職希望者は23人ですが、全員が内定しているというふうに伺っております。葛巻高校の学校長をはじめ、先生方の適切な進路指導に感謝を申し上げます。

2点目の国道281号から葛巻高校校舎までの坂道ではありますが、冬場の通行にはより注意が必要であると、生徒や通勤、送迎する保護者等の関係者も強く認識している状況にあると思われま。

特に国道との接点では傾斜がありまして、車両等で通行する場合は慎重な運転が必要であるというふうに思っております。

学校からのお話を伺うところでは、適宜砂、あるいは融雪剤の散布を行い、通行車両の安全確保を図り、また、生徒が徒歩で登り下りする階段の除雪と融雪にもしっかり対応しているということでありまして、併せて、教職員はもちろんのこと、生徒を送迎する保護者の車両の通行にも一層注意していただくようお願いしているとのことでありま。

乗り降りするよう指導しているところであります。

この件に関し、これまでどこからも町に対する要望等をいただいたことはなかったものと認識しておりますし、県教育委員会が所管する葛巻高校の施設管理上の問題でもあり、現時点で町として県に対する要望等は考えていないところであります。

以上、山岸議員の質問に答弁をさせていただきました。よろしくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

それでは、1件目についてであります。確かに平成15年度は生産農家戸数が238戸で、生産量が42,867トン、どんどん生乳生産量もピークのときから減少しております。農家戸数も81戸の生産農家が減であります。

また、県は牛用飼料の放射性セシウムの暫定基準値が、1キロ当たり300ベクレルから100ベクレルまで厳しくなったことに伴い、牧草の利用自粛エリアを4市町から13市町に拡大したようであります。

葛巻町は今回の指定の対象にはなっておりませんが、また4月1日からは牛肉など、一般食品は500ベクレルから100ベクレル、牛乳は200ベクレルから50ベクレルと基準値が厳しくなります。これからの対応を、町としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

放射性物質に対する暫定基準値につきまして、4月から見直しになるわけですが、そういった中で、議員先ほどご質問ありましたとおり、かなり厳しくなります。

そういった中で、今回13市町村の自粛があったわけですが、葛巻町はその中には入っていないわけですが、と言いましても、個々の農家の牧草を調査した結果においては、1キロ当たり100ミリベクレルを超える農家もございます。そういった中で、その対象農家につきましては個々に今指導をし、その対策を協議しておるところでございますし、また、本日午後から全農家、畜産農家280戸くらいございますが、その農家を対象にしまして、その放射性に対する対応策、そして説明、今後の方向性について説明をすることになってございます。

議長（中崎和久議長）

山岸はる美さん。

5 番 (山岸はる美さん)

分かりました。

生乳の生産回復については、町でも本年は乳牛導入 120 周年の記念すべき年であり、新年度予算には優良後継牛確保対策事業費補助金として、優良後継牛の確保のための乳用牛、また肉用牛の人工授精に要する経費の助成、また粗飼料生産基盤整備のための草地畜産基盤整備事業費補助金などが提案されております。

また、岩手県でも東日本大震災の影響で減少した生乳生産量を回復させるために、北海道から若い雌牛 300 頭を購入し、1 頭を 60,000 円の補助で農家に導入を促す、いわて酪農基盤再生事業でテコ入れを図るようであります。さまざまな事業の活用を農家に指導しながら、生産量の回復が望まれるところでありますし、また、もう一つは、国の食糧基地であるこのような地域が、東日本大震災の影響であえぐ中、国では TPP は全品目完全撤廃を目指して交渉を進めるようであります。食料は国の戦略的物資である食糧を他国に依存するのかと、国に対しては撤回を求めてほしいと思っております。

私たち農業生産者が将来に展望を描けるような努力こそが今こそ求められていると思います。また、消費者には国の検査基準をクリアした安全、安心の食料しか流通していないことの PR を、アクションを持って働きかけが必要と思われませんが、このことについて町長の見解をお伺いします。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

TPP の問題であります。これは度々町長も議会の場で断固として反対していかねばならないというような表明をしてきておるところでありますし、そしてまた、町村会、県とも同じ足並みをそろえての対応をしているところでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長 (中崎和久君)

山岸はる美さん。

5 番 (山岸はる美さん)

議会としても、行政の側としても TPP には断固反対という意思表示はしているわけですが、やはり農家にとって TPP は完全撤廃で、外国から安い食料が入ってくるといふ、その生産意欲をそがないためにも私たちは、今日の紙面にも載っておりましたが、今国内での議論を得ないで、そういうふうな方向に向かってしまうのかということも指摘されておりました。このことは私たちも注意深く国に対して撤回を求めていかなければならないと思っております。

次にヘルパー事業であります。現在ヘルパーとして登録している人たちは農業学校、

あるいは国内外での研修を積んだプロたちです。ヘルパーの人材育成には、ある程度の時間が必要です。また、よく耳にするのは、葛巻に帰っても働く場がないと言われますが、十分な雇用の場であると思います。例えば、金ヶ崎の農業高等学校では、非農家の生徒が農業を学んでおります。農業の専門校の出身でなくても、JAと町がタイアップしてPRと窓口となり、専門的知識は畜産公社が主体となることも考えられるのではないのでしょうか。

町長は公社の理事長であります。これまでに山地酪農研修センターでは、昭和56年から平成22年までに115人が研修され、就農者20人のうち16人が自営業の後継者となり、4人の方は独自に農業経営、畜産開発公社勤務が26人、畜産関係企業へ5人、一般企業に11人、進学実習が2名という実績です。

本人の選択もあるかと思いますが、今後の農業の発展を考えると、そのような人材を一般農家のためのヘルパー人材として活躍の場を広げていくことも畜産公社に求められていると思いますが、その考えについてお伺いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ヘルパー事業等、公社等の研修生等の関係であります。実は今の町のヘルパー事業は、元々は畜産開発公社が立ち上げたものであります。畜産開発公社が立ち上げ、その後農協にその事業を移管したものでありまして、このヘルパー事業については今後とも継続的に発展強化していかなければならないというふうに、最初からそのように思っているものであります。

畜産公社の研修生の中からヘルパーを目指すということも、これまでもしてまいりました。それからまた、町のヘルパー要因、将来町の酪農ヘルパーになりたいという、そういった、いわゆる初めての酪農、農業に携わる初心者の方であります。その研修も長い間受け入れもしてきたところであります。そういうようなことから、連携をしながら、あるいはまた、そこで育てながらヘルパーになっていただく、そういったことは今後とも積極的に考えていきたいというふうに思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

いずれにしても、立ち上げが畜産公社で、とにかくJAとの協議の場というのが一番必要であると思いますし、大抵は皆さん畜産公社で、研修した先が勤務先だと一番いいということで、畜産開発公社の勤務が一番多いわけではありますが、やはり、これから後継者が少なくなっていくための人材の育成には、やはり、そういう力というのが、ぜひ必要であると思います。

また、機械化を図りながら家族間労働と規模拡大を図り、人より牛が多い町、ミルクとワインとクリーンエネルギーの町として町外に発信し続け、今日に至っているわけですが、先ほど述べましたように、現在3分の2の農家が後継者がいない状況であります。また、二次的な作業は農業経営者が高齢化しております。その作業は委託できれば肉体的にも、精神的にもゆとりができるのではないかと。また、委託される側も通年の作業であり、複数の農家を請け負うことで収入につながると思います。また、廃プラスチックなども農家に代わって回収場まで運搬してもらうことで、リサイクル率も向上すると思われませんが、その点についても考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

ヘルパーの二次的な作業というのは要望が結構多くなってきたというふうに伺ってございます。

そういった中で、昨年来から、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、町単独事業でここ数年取り組んできた事業もあります。その中での自給粗飼料生産拡大モデル事業等は、そういった中での作業の軽減、そして、ある面では乳質につながるような取り組みを町としては創設してきたわけでございます。

国の事業のみならず、酪農の町としての独自の事業も支援をしながら、ここまでやってきておるわけですが、この考えはこれからも続けていきたいと考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

いずれにしても、生産労働者数が1農家平均で2.4人でありますから、1農家の多いところで労働者数4人という農家もありますし、1人という農家もあります。家族間労働でありながら、どの農家もそれ以上の頭数を飼育していることから、営農を持続していくうえでニーズが高くなっていると思います。

また、二次的作業の人材確保についてはJAと協議しながら、ぜひ実現に向けてほしいと思います。

また、町では1ターン、Uターンにも力を入れておりますし、そういう緑豊かなところでの、土壌での、やはり雇用の場の確保も、今までも周知しておりましたが、また特にも町内出身者のPRも去ることながら、今回の東日本大震災の影響で、余儀なく農業をあきらめた人たちもいるのではないかと考えられますので、その周知に当たっては広く努めてほしいと思います。この点については終わります。

次に2件目ですが、運営状況については配置基準、設置基準を満たしている

いうこと、または県内初めての保育園型の認定こども園であるということで、まず運営に対しては支障なく運営しているということでありますが、突発的な体調不良は年齢が低いほど起こりやすく、保護者の迎えがあるまで事務室で待機している状況のようでありますが、安静を取るためと、毎年のようにインフルエンザが猛威をふるう時期は他の子と分けた部屋での預かりが感染予防にもつながると思われまます。簡易的な部屋を設ける考えはないのか伺います。

また、先ほど0歳児からだったのが、今年度からは6カ月以上の子としたわけを、理由について伺います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

1点目の、現在突発的な微熱であったり、腹痛を起こした子どもに対しての対応ということになりますが、まずもって保護者に連絡をしながら、早急な病院の受診等をお願いする措置はとっております。その間、保護者がおいでになるまでの間事務室に、本来であれば医務室という形で取らなければならない部分ではございますが、施設的な部分もありまして、それから、人的な対応の面もありますので、どなたかが必ずその子を安全な監視ができるような体制ということで、一時的に事務室で、葛巻保育園の場合ではございますが、事務室でその子の安全を確認しながら、保護者がおいでになるのを待っているというふうな状況でございます。隔離とかそういった部分につきましては、病児、病後児の保育ということになりますので、それとはまた違った観点で考えなければならぬかなというふうに思います。

それから、1歳未満児、0歳児のご質問でございます。生後6カ月からの受け入れにした理由ということになりますが、いわゆる0歳児の受け入れにつきましては、葛巻保育園のみで、平成10年度から受け入れをしております。先ほど町長答弁いたしました、0歳児現在10人ということになっております。この受け入れにつきましては、生後2カ月以上の乳児についての受け入れを原則としてまいりました。この間子育てにおける、あるいは雇用における社会制度もかなり変わってきております。あるいは、認定こども園になりまして、子育て相談を含めた子育て支援も行うというふうな責任、責務が発生をしております。そういった中で、心穏やかな子どもを育てるうえで、特にも母親のぬくもりをたくさん感じてほしい、生後数カ月にあっては、そういった母親のぬくもりをたくさん感じてほしい、時間を長くとってほしい、そんな思いを持って今年度から6カ月といたしました。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

年齢が低いほど感染症にも罹患しやすいことから、極力予防接種等を受けた状態での預かりは、預ける側も預かる側も安心と思われそうですし、また、0歳児ということは、生命を預かると言っても過言ではないことから、賢明な対応であると思われそうです。

運営状況はスムーズにいらっているようですが、少子化の時代、近所での遊び相手がないとか、さまざまな弊害も解消すべく、なかよし広場とか、その次には児童館、保育園で本格的な集団生活が始まるわけではありますが、スムーズな運営の中に、保護者と預かる側の意思疎通が十分図られているのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

スムーズなコミュニケーションが図られているかということにつきましては、そういうふうな対応をとっておりますというふうなことにしかならないかと思えます。保護者それぞれ、さまざまお考えあろうかと思えます。

園といたしましては、特に小さい子どもに関しては、毎日の記録簿等によつての交換も行ってありますし、それから園だより、さらには朝晩送迎をする際に極力声かけをして状況を把握するだとか、行ってありますし、それから保護者会との連絡等も行ってあります。そのことが十分かどうかということにつきましては、保護者の判断になろうかとは思いますが、極力保護者のご要望等をしっかりと承るというふうな考えで望んであります。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

集団生活でなければ学べないことが数多くあると思えます。特に幼少期での集団生活は、その後の集団生活、小、中、高、また社会に出たとき溶け込んでいけるのか、人格形成の第一歩と思われそうです。子どもたちの幼児教育、また、さまざまな体験のための行事がある中で、子ども、保護者、保育士間同士のコミュニケーションを図りながら、その中でさまざまなニーズや意見の解消に努めながら、信頼関係を構築することが非常に重要と思われそうですが、いろいろな意見や要望を保育士、運営者が共通の課題として共有しながら、認定こども園の役割を担っていくうえで意見交換の場も必要と思われそうですが、そのような機会をこれまで持たれてきたのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

ご意見そのとおりだというふうに考えておりました、特に認定こども園としてスタートした際に、幼稚園機能型を希望して入られた、先ほど町長答弁では長時間利用、すべてが長時間利用だというふうなお話をさせていただきました。ただ、幼稚園機能を希望して入った幼児、児童の保護者の皆さんとは、そのことに対する不満がないかどうかというふうな把握も必要でございますので、幼稚園機能として入園をした児童の保護者会も数回行ってございます。それから、入園申し込みの際にも何かご要望ございませんか、そういったことについての保護者会は行っておりますし、適宜保護者会がありますので、保護者の意見は把握するように努めております。

また、園内の保育士同士の会議だとか、もちろん全体的な園長会議、分園長含めた園長会議も行っておりますし、園内での会議は適宜行いながら、そういった保護者の要望に応えるように努めております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

分かりました。

それでは、3件目に移ります。

少子の時代、既存の高等学校の再編計画の中に埋没させないため、また高等教育を等しく享受できるように、町として町立葛巻高校に位置付けてスクールバスでの送迎、また、副食給食等は忙しい保護者の方々にも評価されているようであります。また、進路指導に当たっても、大規模校にない親身さがあると言われております。そのような努力もあって、町外からの入学者も多くなってきたところでありますが、今年度の入学者は、まだ確定ではありませんが、ややもすると40人を割るという状況のようであります。

また、県の方、被災地の高校建築も進めなければならない中、県教委では今後どのようなスキームを持って高校再編計画を進めようとしているのか、その点についてもお伺いします。

また、昨年未曾有の大地震による津波災害により、多くの企業が被害を受けたことも、より一層就職の氷河期に拍車をかけているものと思いますが、そのような中で就職希望者23人全員が内定したことは、町長はじめ関係者の企業訪問、あいさつまわり、特に校長先生はじめ、担当された先生方の努力の成果であると思います。これからの葛巻高校の充実、発展を考えたとき、葛巻高校ならではのと言われるようなキャリア教育の充実が今後の魅力ある高校につながると思います。

小学校、中学校のインターンシップでの職場体験から、町内にある農業、林業、加工、土木、クリーンエネルギー、介護、病院関係、接客等、体験から経験へ、そしてその仕事に就くためにどんな資格が必要なのか、また資格を習得するためにはどのような学校があるのか自分で考え、また働くことの厳しさを分かることも経験だと思います。また、県内でも卒業生が頑張っている職場訪問とか、実社会で働く先輩たちの経験とかアドバ

イスを聞く機会も中高一貫教育の中で考えられないのかお伺いします。

そして、ロードヒーターについてであります。登下校時は下の方で待っている車と降りてきた車がスリップして、大きくはないが、小さい事故があると聞きます。私は8年ほど前に娘を高校の玄関まで送り、ツルツルに凍って下りは怖いと思い、二つの低速を使って降りてきました。多分タイヤがロック状態になったのか、急加速で下りはじめ、まっすぐ行くと橋の欄干に激突でした。幸い右方面から車が通過しない瞬間急いで左側にハンドルを切り替えて大事には至りませんでした。その日その日によって、冬場の勾配のある坂道は状況が違います。ましてやスクールバスの運転手さんの方々は手に汗握る瞬間と思います。

私自身も葛巻高校の卒業生であり、子ども2人も卒業生です。よく歩いた坂道であるため、その立場からロードヒーターの整備があるならば、どんなに冬場の登下校は安心なのかと思いつけて、今回県の所有する敷地内の道路と認識しながら発言することが、考えていただく機会と思って発言させていただきました。このことは要望になりますが、最初の中高一貫教育の中で、そういう子どもたちが実社会で働く先輩たちの経験とか、アドバイスを聞く機会がないのかについてお伺いします。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（村木登君）

葛巻高校の魅力ある、ただいまの取り組みにつきましては、我々も大変評価しているところでございます。山岸議員お説のとおり部分でございます。

高校の県の再編計画につきましては、このたびの震災によりましてですね、計画が大きく見直され、凍結状態にあるということございまして、今小規模高校をどうするか、再編計画をどうするかというのでは話題に上っていない状況下でございます。

それから、科の設置でございます。普通科のみ以外の農林、あるいは家政、看護、これらについても、これまでの説明会、あるいは懇談会というものもございました。そういう場ですね、小規模校にそういう魅力ある、その地域に根ざした産業等に結びつく科の設置はどうかということは県の方に度々意見として申し入れているところであります。そういう状況下にあるということをお知らせ申し上げます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

被災地のそういう状況であることから、再編計画は凍結状態であるという答弁であります。自分のなりたい職業に就くための本人の努力と、私たちが多くの経験を与えてやること、それには町立も県立もなく、今後も地元で存続できる高校であるための、高校側と協議しながら惜しめない協力を今後もお願い申し上げまして、私の質問を終わら

せていただきます。

議長（中崎和久君）

ここで、11時5分まで休憩します。

（休憩時刻 10時51分）

（再開時刻 11時05分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を行います。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

私から次の2項目について質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、高齢者健康福祉施策の行方についてお伺いをいたします。

老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える新たな仕組みとして、介護保険制度が平成12年4月に施行されてから早12年になろうとしております。

この介護保険法は平成9年12月に制定されましたが、行政が自ら行う福祉サービス措置制度から、利用者が選択して決める契約制度に移行した、この介護保険制度は半世紀に一度と言われる抜本的見直し作業で国、県の支援を糧に、保険者としての市町村をはじめ、医療、福祉の関係団体や施設、事業者が懸命となり、住民への啓発、人的、財政的体制の整備、サービス供給体制の充実等々の整備に取り組み、多少の混乱があったものの、概ね順調なスタートとの評価がなされ、船出をしてから既に十数年になる歴史的経過があります。

介護保険制度の内容を見ますと、大きくは次の三つの主体の活動から成り立っております。

その一つは、介護保険料を負担し、サービスを利用する被保険者、利用者があります。二つ目には、介護サービスを提供する事業者、施設があります。三つ目に、介護保険財政を安定的に運営しなければならない保険者、市町村があります。

この三つの主体が、お互いに被保険者、利用者が納得する保険料と利用料を納めて、満足のいくサービスを受け、事業者、施設も適切で質の高いサービスの提供により安定的な経営ができ、保険者、市町村の安心、安定した保険財政運営が円滑に持続できるよう、保険者がリーダーシップを発揮しながら、この三者が協働連帯の理念に基づき、高齢者の介護諸問題に対応していくことが求められております。

このような状況の中、高齢者福祉計画と介護保険事業計画が3年に一度見直し策定義務が法定化されていますが、平成24年度から26年度までの計画は第5期の事業計画期間となります。この中で65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者の方々は、自ら納める新介護保険料の行方に注目し、高い関心を寄せております。

2月5日の新聞報道によりますと、葛巻町が加入組織している盛岡北部行政事務組合

の介護保険料が基準月額3,904円であったものが、新保険料では一気に1,600円程度の引き上げ案、これは41パーセントの引き上げ率になるとの記事を見て、なぜ、そんなに高くなるのかとびっくり、あ然といたしました。つまり、月額5,500円を超える保険料になるとともに、その引き上げ案も岩手県下で最高額となっている内容です。

ちなみに全国平均介護保険基準月額は、4,160円から5,000円程度に、また、岩手県平均介護保険料基準額は、3,990円から4,800円台になると言われております。

これまで県平均水準の保険料で推移してきたものが、何の事前説明や話もないまま一人歩き、急上昇し、一気に県下の最高額保険料に設定され、これを納めることになるのかと、被保険者の1人としても不可解でなりませんでした。

その後、2月17日に開かれた盛岡北部行政事務組合議会で、どのような議論や論戦があったかはよく分かりませんが、第5期計画の保険料基準額が、月額5,420円、つまり1,516円引き上げ、38.8パーセントの大幅引き上げ率に正式決定されたとの情報が入ってきました。新聞報道と大差のない実情に、また、がく然としました。

制度上、介護保険料にある程度の保険者格差が出るのは想定されることですが、元々所得水準が低い地域で、しかも安い年金受給者、つまり早期受給者や、あるいは免除年金受給者が多く存在する当地区で、介護保険料が月額5,400円を超えるような高額になりますと、負担能力に応じた保険料負担ではなくなり、介護保険料に対する住民の理解が得られるのかどうかの問題が懸念されます。また、新保険料は低所得者層にとっては逆進性が強く、過重な負担を強いられるとの指摘もあります。

一方、県内市町村では、県に設置されている財政安定化基金や当該市町村の介護給付費準備基金を取り崩しと国からの調整交付金を活用し、この介護保険料の上昇を極力抑え、5,000円前後の保険料基準額に設定しております。引き上げ額も月額1,000円以内に抑えられる措置がとられております。保険料の所得段階区分でも、現行6段階以上の多段階設定や細分化の導入が考えられなかったのかという疑問も残っております。このような状況下で推移していく高齢者介護保険制度の行く末を大変危惧いたしております。

このように、長寿社会を迎え高齢者を取り巻く諸課題は山積しておりますが、当町の次の高齢者福祉施策の行方等について伺います。

一つ目には、町高齢者福祉計画と第5期介護保険事業計画が3年に一度見直し策定義務が法定化されておりますが、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

また、いつころ、この計画書が公表され、我々に配布になるのでしょうか。

二つ目には、町の高齢化率は38パーセント程度と思われませんが、高齢者人口の推移やピークとなる時期等、そして要支援を含む要介護認定者数の動向はどのようになっているのでしょうか。

三つ目に、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが必要と思われませんが、町の介護保険サービスの需要と供給のバランスの実態をお聞かせいただきたいと思っております。

四つ目に、介護保険料に一番はね返りが大きいと言われる介護保険施設サービス等の

利用見込みと、今後の施設等整備計画の内容について伺います。

五つ目には、65歳以上の方の新介護保険料、所得段階別の設定状況と新聞報道で県下一の大幅引き上げ額となる要因、経緯等を具体的にお知らせいただきたいと思います。

六つ目に、新介護保険料が38.8パーセントの大幅引き上げで、月額基準保険料が県下一高い5,420円となります。長引く経済不況が続いております。所得水準が低い地域性や安い年金生活者が多い特殊事情がある中で、重くのしかかる介護保険料の町民負担を、町長はどのように考えているのでしょうか。

以上、最初の質問といたしますが、具体的かつ明確な答弁を求めます。

次に、当面の町行財政運営の推進方策について伺います。

町の初めての行政改革大綱は、昭和60年度に策定されて以来、既に27年の歳月が流れ、時代の趨勢や状況の変化に対応しながら、町当局では現在第5次行政改革大綱に鋭意取り組まれておりますことは、十分承知いたしているところでございます。

この行革大綱推進実施に当たっては、町民、行政、議会はもとより、多くの関係団体、企業等皆様方からのご理解とご協力をいただき、痛みを分かち合いながらも推進され、大きな実績と成果を収めてきた経緯があり、一定評価すべきものと思っております。

めまぐるしく変化する時代にあって、重要行政課題や多様化する町民ニーズに応えられる施策を的確かつ迅速に対応していくことが、今行政に強く求められております。この中でも、当町の場合特に自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、行財政運営に当たっては、周到な計画のもとに徹底した予算の節減、見直しに努め、財政健全化に努めていくことが極めて肝要と思われまます。

行財政改革の推進や実行は、必ず痛みや困難もつきまとい、意に沿わないような経験も伴いますが、身の丈に合った町政運営には絶対に避けては通れない道でもあります。

平成24年度は町長2期目の最初の予算となりますが、行財政改革の推進に当たっては、どのような決意を持って望まれるのか、向こう3カ年の具体的な推進方策をお示しいただきたいと思います。

二つ目に、町の命綱でもあります地方交付税ですが、三位一体改革で平成16年度3,000,000,000円に落ち込んだものが、制度の改正等もあり、徐々に復活傾向にあり、22年度3,477,000,000円、23年度3,439,000,000円の交付額になっております。ちなみに交付税のピークは、平成11年度の3,887,000,000円のごとでございます。これに加え、21年度から経済対策等に伴う各種臨時交付金が2年間で十数億円以上交付されております。21年度に新設されました公共施設等整備基金をはじめとする各種基金に、この3年間に1,500,000,000円近く積み立てされ、一気に前代未聞とも言える2,700,000,000円を超える現在高の内容となっております。

そこで伺いますが、この地方交付税と各種臨時交付金は町独自で自由に使える財源となり、いわゆる使い勝手の高い資金で、町にとっては貴重財源となります。今後も引き続き交付が見込めるのか、その見通しを伺います。

また、自主財源の町民税と固定資産税の普通税ですが、収入済額と徴収率は横ばいの状況となっております。一方、町民1人当たりの負担額は毎年増加傾向にある実態ですが、自主財源確保対策はどのように考えているのでしょうか。

三つ目に、予算の執行機関である町当局は、税金で賄われている予算や経費の節減に取り組むことは当然のことですが、歳出の具体的縮減対策はどのようにとっているでしょうか。

四つ目に、最近の決算状況を見てみますと、借金の起債発行額が少なくなり、償還する公債費も年々減額となってきております。また、町債減債基金や各種基金に、合わせて2,700,000,000円以上の積立金があるため、主要財政指標数値は着実に改善されてきておりますが、この中でも代わり映えない数値は、財政力指数の低さと自主財源比率となっております。町財政健全化のためには、単に行き当たりばったりの考えではなく、しっかりとした数値目標を掲げ、努力すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の、大きくは2点の質問に対して答弁をさせていただきます。

1件目の高齢者健康福祉施策につきましての質問にお答えをいたします。

1点目の町高齢者健康福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定状況等についてお答えをいたします。

町高齢者健康福祉計画の策定につきましては、介護保険事業計画と一体的に策定することとされておりますことから、第5期介護保険事業計画に用いた基礎資料を基に計画策定委員会を開催するなど、今月末までに計画を策定することで事務を進めているところであります。

また、盛岡北部行政事務組合第5期介護保険事業計画の進捗状況であります。去る1月末までに同組合介護保険運営協議会の審議及びパブリック・コメントを経まして、素案が確定したところであります。2月に同組合議会の全員協議会を開催いたし、さらに同組合議会で介護保険料の額を変更する介護保険条例の一部改正が行われたところであります。これらを踏まえまして、今月中旬に正式に第5期介護保険事業計画が策定されるものであります。

次に、2点目の町高齢者人口と要介護等認定者数の動向についてお答えをいたします。

盛岡北部行政事務組合が本町における高齢者人口と要介護者等認定者数について推計している数値であります。23年10月1日現在の総人口は7,394人で、高齢者人口は2,775人です。したがって、高齢化率は37.5パーセントとなっております。24年には総人口が7,228人で、高齢者人口は2,761人、高齢化率は38.2パーセントに、25年には総人口7,057人で、高齢者人口は2,775人、高齢化率は39.3パーセント、26年には総人口6,891人、高齢者人口は2,769人です。高齢化率は40.2パーセント、このように推計をされております。今後も高齢者人口比率は上昇するものの、高齢者人口は横ばい傾向にあるものというふうに見込んでおります。

また、要介護等認定者数につきましては、23年10月1日現在で577人となっております。

24年には583人、25年には589人、26年には、597人になるものと推計をされております。今後は、要介護等認定者数につきましては、微増傾向にあるものと見込んでおります。

3点目の町介護保険サービスの需要と供給のバランスについてお答えをいたします。介護保険サービスは、大きく居宅サービスと施設サービスに分かれております。

まず、居宅サービスの訪問系サービスの状況であります。22年度のサービス実績量は10,974回であります。提供可能数は20,345回となっております。26年度には、サービス見込み量は12,727回、提供可能数は同じく20,345回と推計されておりますことから、必要なサービス量は既存の施設により確保されるものというふうに見込んでおります。

通所系サービスの状況であります。22年度のサービス実績量は12,345回あります。提供可能数は24,205回となっており、平成26年度には、サービス見込み量は14,675回で、提供可能量は24,205回と推計されておりますことから、必要なサービス量は既存の施設により確保されるものというふうに見込まれております。

短期入所サービスであります。これにつきましては、平成22年度のサービス実績は4,189日で、提供可能量が2,915日となっております。26年度には、サービス見込み量は4,052日で、提供可能量は2,915日と推計されており、今後も満床状態が続くものというふうに見込まれます。

次に、施設サービスの介護老人福祉施設の状況であります。22年度のサービス実績量は708人で、提供可能量が660人となっております。26年度には、サービス見込み量732人で、提供可能量が660人と推計されておりますことから、今後も満床状態が続くものと見込まれております。

介護老人保健施設につきましては、他町村からの入所などもあり、正確な実績等のデータはないわけではあります。常に満床状況にあります。待機者がいる状況であります。

介護療養型施設であります。22年度のサービス実績量は248人で、提供可能量は216人となっております。26年度には、サービス見込み量が252人で、提供可能量は216人と推計されておりますことから、今後も短期入所施設の利用や在宅での介護になる状況にあると見込まれております。

次に、地域密着型サービスであります小規模多機能型居宅サービスであります。22年度のサービス実績量は101人あります。提供可能量は108人となっております。26年度には、サービス見込み量は120人で、提供可能量が108人と推計されておりますことから、今後は満床状態が続くものというふうに見込んでおります。

4点目の町介護保険施設サービス等の利用見込みと今後の施設整備計画についてお答えをいたします。

介護保険施設サービスの今後の見込みにつきまして、本年1月末現在における状況は、特別養護老人ホーム高砂荘が定員55人に対し、申し込み者は94人となっております。他の施設との重複者を除いた待機者は39名となっております。また、定員75名の介護老人保健施設アットホームくずまきは申し込み者が62人で、待機者は17人と伺っております。介護療養型医療施設の葛巻病院には18名の定員に対して1人が待機している

状況であります。

特別養護老人ホームで緊急性のある待機者は17名であります。施設整備中の地域密着型特別養護老人ホームすみれ荘、定員20名であります。これが今月末にサービスを開始する予定でありまして、緊急性のある待機者の解消が図られるものというふうな期待をいたしているところであります。

第5期介護保険事業計画においては、認知症疾患の方への対策が重要と考えられることから、認知症対応型共同介護施設9床と介護老人保健施設5床の増床が計画に見込まれておるところであります。

数年後から高齢者人口が減少傾向となりますことから、本町の施設サービスのあり方について、サービス量と被保険者負担とのバランスをどうとるか、住民、特に利用者のニーズも踏まえながら、引き続き検討していかなければならない、大事なことだというふうな考えておるものであります。

5点目の第1号被保険者の新介護保険料の設定状況と県下の大幅引き上げ額となる要因、経緯等についてお答えをいたします。

第1号被保険者の介護保険料の所得段階別の状況であります。介護保険料は、介護サービスが賄えるように算出された保険料基準額を基に算出され、第5期介護保険事業計画では5,420円を基準に所得に応じた負担となるよう保険料が6段階に分かれております。

第1段階及び第2段階の保険料は、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び全世帯員非課税で合計所得金額が800,000円以下の方が対象であります。介護保険料基準額に調整率0.5を掛けて年額32,600円となります。

第3段階は、第2段階に該当しない全世帯員が非課税の方で、調整率0.75を掛けて年額48,800円となります。

特例第4段階は、世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、合計所得金額が800,000円以下の方で、調整率0.9を掛けて年額58,600円となります。

第4段階は、世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税の方で特例第4段階に該当しない方です。これにつきましては、調整率1.0を掛けて年額64,100円となるものであります。

第5段階は、本人が住民税課税で合計所得金額が2,000,000円未満の方で、調整率1.25を掛け、年額81,300円となります。

第6段階は、本人が住民税課税で合計所得金額が2,000,000円以上の方で、調整率1.5を掛け、年額97,600円となるものであります。

第4期介護保険事業計画に比較して、段階別で9,100円から37,300円増の、平均38.8パーセントの引き上げになるものであります。

次に、大幅引き上げとなる要因等ではありますが、第1の要因として、第4期介護保険事業計画では、介護給付費準備基金238,000,000円の取り崩しによりまして、447円を軽減するとともに介護従事者処遇改善臨時特例交付金56円を充当いたしまして、月額基準額4,407円であったものから503円を減額して、介護保険料を3,904円とする保険料軽減対策を実施した経緯がございます。

第2の要因としましては、第4期介護保険事業計画において介護老人福祉施設100床、介護老人保健施設39床などの施設整備を図ったことに伴う増額が376円、第1号被保険者の介護保険費用負担割合が20パーセントから21パーセントに変更になったことによる増額が321円、介護給付サービス見込み量の自然増などによる増額が697円で、合わせて1,013円の増額要因となっております。

このことから、第5期月額基準額は3,904円から5,420円に38パーセントを超える大幅な引き上げとならざるを得なかったものであります。

6点目の経済不況下における新介護保険料の町民負担についてお答えをいたします。

介護保険制度が開始いたしまして10年目を迎え、本町を含む盛岡北部圏域において、介護サービス基盤は利用者のニーズを踏まえ、着実な整備が図られてきたものと認識をいたしております。第4期介護保険事業計画で施設整備の充実を図ったことや、介護給付費準備基金を取り崩して介護保険料の軽減に充てたことなどで、今回の保険料軽減対策が逆に増額要因となったものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

被保険者が要介護状態になった場合においても、身近な地域において日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないとの介護保険制度の趣旨に沿って、盛岡北部行政事務組合と連携して適切な介護事業の推進に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の町行財政運営の推進についてお答えをいたします。

まず、1点目の向こう3か年の町行財政改革の推進方針についてであります。これまで町では、昭和60年度に第1次行政改革大綱を策定して以降、平成17年度までに4次にわたる行政改革大綱の策定を行い、行財政運営の適正化及び効率化を目指し、行財政改革の推進に積極的に取り組んでまいりました。

17年度から21年度までを推進期間とする第4次行政改革大綱においては、職員数の適正化、地方債残高の縮減について数値目標を定め、推進期間内で目標を達成するなど、財政健全化に向けた取り組みを積極的に進めてきたところであります。

22年度には、国の推進する地域主権の考え方にに基づき、限られた資源を有効的に活用しながらまちづくりを進めていくため、第4次行政改革大綱を継承する形で、23年度から27年度までを推進期間とする第5次行政改革大綱を策定したところであります。

ご質問の向こう3か年の町行財政改革の推進方針につきましては、この第5次行政改革大綱に、町民との協働によるまちづくりの推進、変革の時代に対応する効率的な行政基盤の確立、自立可能な財政構造の構築の三つの基本方針を定めており、この基本方針に基づき、より効果的で効率的な行財政運営の推進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の地方交付税、経済対策臨時交付金等の今後の見通しと自主財源確保対策についてであります。24年度の地方交付税は、地方財政計画では前年度より0.1兆円の増額となりますが、現段階の試算では、実際に本町へ配分される額は今年度よりも減るものと見込んでおりますし、今後についても増額は期待されないものと考えております。

その理由であります。昨年8月に閣議決定された向こう3年間の歳出の大枠を決める中期財政フレームにおいて、地方交付税を含む歳出の大枠を、今年度予算並の約

71,000,000,000,000 円に抑制するとされたことによりますが、さらに今後の社会経済情勢や、社会保障と税の一体改革の行方なども絡んで不透明な状況にあるものと認識をいたしております。万が一、地方交付税の減額等が行われた場合でも、これに対応できるような財政運営を常日頃から心がけておく必要があるものと考えております。

各種経済対策臨時交付金につきましては、20 年度から国の経済対策が講じられてきたところでありますが、今後の経済対策臨時交付金に関する新たな動きは現在のところないものと認識をいたしております。

自主財源の確保対策につきましては、引き続き、町税の徴収率の向上に努めるとともに広告収入などによる収入や、ふるさと納税寄附金制度の普及など、引き続き自主財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

3 点目の歳出削減の取り組み施策についてであります。第 5 次行政改革大綱の基本方針に自立可能な財政構造の構築を掲げ、一つには行政運営経費の節減、二つ目には安定的な財政運営の推進、三つ目といたしましては、的確な行政サービスの提供に努めているところであります。

一つ目の行政運営経費の節減につきましては、枠配分方式の予算編成を継続実施し、経常経費の削減に努めております。また、職員の総人件費の抑制をはじめ、公共事業の重点化による投資的経費の抑制を行い、引き続き身の丈に合った行政運営経費の節減に努めているところであります。

二つ目の安定的な財政運営の推進につきましては、町債残高の着実な償還と借入れの抑制により、財政健全化の目安であるプライマリーバランスの均衡を基本とした財政運営を進めてまいります。

三つ目の的確な行政サービスの提供につきましては、限られた財源を有効的に活用しながら、社会情勢の変化や町民ニーズに対応した行政サービスを提供するとともに、既存事業の継続的な見直しに取り組んでいるところであります。

4 点目の主要財政指標の改善数値目標の設定についてであります。本町の各種財政指標につきましては、全体的に改善傾向にあること、柴田議員からも先ほどのご質問の中でもご理解をいただいております。特にここ数年は大きく改善している状況でございます。

地方自治体の財政の弾力性を示す指標でもあります経常収支比率につきましては、22 年度決算が 86 パーセントで、過去最も財政状況が硬直した 16 年度と 17 年度の 92.9 パーセントより大きく改善している状況にあります。

借入金の返済額と、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率につきましては、22 年度決算で 13.1 パーセントとなり、前年度より 2.2 ポイント改善をいたしております。

地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率につきましては、22 年度決算で 18.1 パーセントとなり、前年度より 25.9 ポイントの大幅な改善となったところであります。

なお、実質公債費比率と将来負担比率につきましては、19 年度に地方公共団体の財

政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が公布され、地方公共団体は、毎年度、一つとしては実質赤字比率、二つ目が連結実質赤字比率、三つ目が実質公債費比率、四つ目に将来負担比率の、この四つからなる健全化判断比率を議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられたところであります。

この比率は、地方公共団体を健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つに区分し、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化計画を定め、計画に基づく健全化を進める必要があることから、この4つの指標が最も重要な財政指標であるというふうに考えておるものであります。

以上、申し上げました経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の三つが特に重要な財政指標であると考えておりますが、これらの指標は、決算統計を作成したあとでなければ数値が出ないものであり、さまざまな決算数値から導き出されるものであります。したがって、改善数値目標の設定にはなじまないものと考えているところであります。

以上、柴田議員の質問にお答えを申し上げます。よろしくご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

どうも答弁ありがとうございます。

まず、介護保険料の関係でございますが、私県下の高額というふうなことを申し上げてきましたけども、これは飽くまでも新聞紙上で見た数値でございますが、まだ岩手県下では確定していないものとは思っておりますが、その後新聞報道等によりますと、各種この介護保険料が連日新聞紙上を賑わしているような状況でございますが、それを見た場合でも、現在までは私の目から見ますと、盛岡北部の介護保険料が最高額になっているという認識を持っておりますが、町当局ではどのように見ているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

お答えします。

当局の方で調べたところでございますが、盛岡北部行政事務組合の保険料が今のところ一番高い状況になっております。次に高いところは西和賀町が5,300円で、3番目が金ヶ崎町の5,294円、次が盛岡市の5,245円となっております。そのほかに宮古市、岩泉町が5,000円を超える状況でございますが、被保険者25のうち7事業者が5,000円を超えているというふうな状況になっております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

現時点では、やはり盛岡北部の、葛巻町を含めた盛岡北部の保険料が、やはり県下一高いようでございますが、特に先ほどの答弁の中では大幅引き上げになった理由といたしましては、この介護給付費の準備基金がなくなったというようなことと、それから第4期の施設整備が、かなり大幅に引き上げになった等々が要因というふうなお話でございますが、例えば、現在財政安定化基金、これも国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1ずつ拠出をした、これを岩手県で基金を管理して、いざというふうなときに使うというふうなことになるわけですが、こういったような介護保険料が引き上げにならざるを得ないというふうな場合には、今回どのような、この県の安定化基金から、何と言いますか、上昇を抑制するためになっているのか。

それからまた、この準備基金の方も一銭も入らないで、このように高くなったのか。もし入らないと、準備基金が一銭もなく入らないとしたならば、やはり私は、この見通しの甘さがあったのではないのかなど、施設整備については、ある意味では、この需要と供給のバランスの関係から見て、どうしても必要にならざるを得ないというようなことであれば我慢もできるわけでございますけども、こういったような準備資金の、前回の第4期の計画で据え置いてそのままにした対応が、こういったような後年度にきて、こういうふう一気に岩手県下の最高額のアップ率になったり、最高額に私はなっているのではないかなど思うのですが、この安定化基金とか準備基金、今回どのような形で、今回の保険料にはね返り、あるいは影響をしているのでしょうか。私には、こういったような部分がひとつも見えてきません。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

県の財政安定化基金でございますが、4,100,000,000円ほどありまして、その70パーセントですか、取り崩して、そういった今回の介護保険料の軽減に使うというふうなことでございまして、盛岡北部で3分の1の積み立て、あと県も3分の1の積み立て、国も3分の1の積み立てとなっております、盛岡北部では81,000,000円ほどの金額になるものでございます。その県の3分の1も介護保険料として使うと言いますか、盛岡北部の方に回していただくというふうな状況になってございまして、これが、今回の軽減に当たる金額が113,724,000円ほど入ってくるというふうな、盛岡北部の積立金が入ってきて、それが軽減額の方にはね返ってくるというふうなことでございまして、

それから、その給付費の準備基金のことでございまして、第3期の計画で、その施設整備とか、あるいは給付計画でございまして、それより、この実績が少なかったと、いわゆる計画より実績額の方が下回ったということで、結果的にその準備基金が

238,000,000円ほど積み立てとなったというふうな経緯がございまして、それで、この介護保険制度においては、経過期間内に必要となる保険料を各経過期間における保険料で賄うというふうなことを原則としていることからすれば、介護給付準備基金の剰余金が当該期間、計画期間終了後に、いわゆる介護保険料の軽減に充てるというふうな、そういった考え方で第4期の計画期間に、いわゆる介護保険料の軽減に努めたというふうな経緯がございまして。

したがって、第3期の介護保険基準額が3,894円がございましたが、第4期では3,904円ということで、3期から4期では10円ほどしかアップにならなかったというふうなことでございまして、ご理解賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

やはり介護保険制度の部分についての、この保険料の設定については、やはり1期だけの見通しというふうな形にはならないのではないのかと、私はそう思いますよ。今第5期ですから、6期、7期の分まで大体見据えたような形での保険料の設定をしなければ、今回のようなアップ率になって、県下で一番高いシステムになるのではないかなと、このように思うわけです。

それで、私はやはり、この準備基金などをですね、こういったようなことも、やはり充当させるような、ある程度のこと想定に入れたうえで、抑制策等をやっているかなければ、どうしても大幅な形になっていくのではないかなと、先ほどの利用見込みを聞いた場合でも、このままいきますと、次だって私は介護保険料がものすごくアップするのが確実ではないのかなと、私はそう指摘したいのです。

それで、今回だけの問題ではなくて、次の介護保険料第6期に行く場合でも、これ以上のものになっていくのではないかなと、特に途中で、あれでしたよね、施設整備が100床とか、いろいろなものが整備になっておりますから、それからまた、保険者の構成にも多分いるのではないかなと私は分析しております。と言いますのは、これまではずっと、現在の玉山区が被保険者にも入っていたわけがございまして、あそこの部分については、どちらかと言えば年齢構成等も若いと思いますし、それから、その保険料の高額納付者が多かったのではないのかなというふうにも思えるわけです。そういったようなのが全部盛岡市の方に流れた影響も、私はかなりの影響額があるのではないかなと思って、これからの三つの、3市町村分の今後は経営になってくるわけですから、そういったような部分も、やはり先を見越したような保険料の設定額に持っていかなければ、また次も同じ轍を踏むのではないのかなというふうなことを指摘しておきたいわけです。

ですから、その辺の見通しが、私は今回の保険料設定については十分ではなかったのではないのかなというふうに思っている1人ですが、そういったような部分で、また、この一番高い保険料、では逆にそのくらいのサービスを、住民の方々にサービスとして

還元できるか、必ずしも私はそうではないのではないかなど、そのように思っております。

それで、今回の第5期計画、あるいは町の福祉計画では、今度その事業計画の中では新しい事業、何が特徴的で、何が目玉として高齢者対策を打っていくのか、そういったようなことも、まだ我々には見えてきません。その分についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

これからの福祉計画、生活施策といいますか、そういったことですが、まず、このように介護保険料が非常に高くなるというふうなことですが、いずれ次の福祉計画等、あるいは介護保険予防計画になりますけども、いずれ介護予防、要介護にならないような事業を展開していきたいというように考えておりますが、いずれ当町におきましては、現在介護になる恐れのある方の把握につきましては、春の検診時に基本チェックリストとか、生活機能評価を行いまして、ハイリスク者を把握しているところがございます。

23年度の春の検診では、対象者が2,779名中、65歳以上でございますが、851名ほどしか受診していただいております。そういった中でハイリスク者が206名、受診率31パーセントと少ない状況でございます。そういったことから、新年度からも、いわゆる高齢者が自分の健康状態といいますか、それらのことを、しっかりと把握できるように健診の監修と、新しくは郵送による、そういった調査等も行いながら、介護状態になるような方については、介護予防教室やはつらつ教室、はつらつ歯科教室とか、そういったものに勧誘を図っていきたいというふうに考えておりますし、あと、現在多くの方が楽しみにしていらっしゃいます、やすみっこ、これを拡充しまして、年に1回から2回のところを12回やると、内容も健康教室みたいなもの、あるいは趣味活動、あるいは軽いスポーツ的なものをやりながら、介護にならないような、そういった事業を展開していきたいというふうなことがございます。以上です。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいま、柴田議員からのご指摘であります。確かにこの第4期の計画の段階におきましても、介護給付費の準備基金等、238,000,000円ほどあったものを、これを取り崩しましての対応でありました。

次の時期を予測した、この額の設定、極めて大事なことだというふうに思っております。その当時も、そういった議論もあったわけですが、いろんな議論の中から、それを取り崩すということに決定になり、そして今回に至ったものであります。そのよ

うなことから、今回は大幅なアップにならざるを得ない状況にあります。

それからまた、もう一つはサービスの状況、あるいは給付費の状況を見ますと、施設サービスだけに限って申し上げますと、全国の平均が1人当たり3,164,000円ですが、岩手県の平均は3,245,000円です。そういう中におきまして、盛岡北部の平均が3,514,000円ですが、その中で我が町は3,670,000円の施設サービスであります。そのようなことから、我が町としては大変余所よりも高度な、充実したサービスを受けているものというふうに、ひとつには理解をいたしておるものであります。よろしくどうぞご理解を賜りたいというふうに思います。

それから第5期、今後に向けましては、先ほど答弁で申し上げました認知症施設の小規模施設の9人の施設、それから、さらに小さな5床の増床を今後計画するものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

時間がなくなってまいりましたけれども、一つだけ申し上げておきたいことは、この岩手県下で最高に高くなった保険料の徴収についてでございますが、ただ単に年金から差っ引けばいいというような安易な考え方ではダメです。というようなことではなくて、いかにして、この高くなった保険料を皆さんから、被保険者からご協力をいただきながら、理解を求めていただいくかということが極めて大事なことでございますので、今のままではダメです。ですから、盛岡北部の方にも申し入れをして、町長から申し入れをしまして、住民にご理解をいただくような、納得と説明のいくような中身で、ぜひ、この保険料の設定のご理解をいただくような施策をとっていただきたいということを申し上げまして終わらせてもらいます。以上です。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時15分まで休憩します。

（休憩時刻 12時06分）

（再開時刻 13時15分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

8番、辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

私は、通告してあります町総合計画に係る町長の基本姿勢についてお伺いをいたします。

町長は1期4年間公約を掲げ、まちなか活性化のイベント事業、あるいは畜産、酪農に対しての助成事業、それから新婚ライフサポート事業、住宅リフォーム応援事業等々安心して住める、あるいは定住できるような、そういうまちづくりに取り組んでまいりました。

そういった中で、いよいよ総合計画が策定されるわけですが、まず最初に計画策定に当たっては、住民アンケート、あるいは関係団体等の懇談会、新たな試みとしてワークショップなどを予定しているということですが、スケジュール的に見て問題はないのかをお伺いをいたします。

それでは、町総合計画に係る町長の基本姿勢についてということをお伺いをいたします。

一つであります、計画策定のスケジュールと住民意向をどのように把握するのか、その考えについてお伺いをいたします。

2点目ですが、生活の基本となる収入の確保と働く場の創出はどのように取り組む考えなのかをお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの辰柳議員さんの質問にお答えを申し上げます。

町総合計画に係る私の基本姿勢についてのご質問でございます。

1点目は、計画策定スケジュールと住民意向をどのように把握するのかとのご質問ですが、私は昨年8月の町長選挙の際、まちづくりのための三つの重点施策と安心して暮らせるまちづくりのための六つの基本政策を公約に掲げ、町民と一体となった光り輝くまちづくりを進めることを住民の皆さんとお約束いたしましたところであります。

町総合計画の策定に当たりまして、町民の皆さんと夢と課題を共有した中で、町民と一体となった計画づくりに取り組んでまいりたい。安心、そして安全な暮らし、そしてまた、光り輝くまちづくりのための政策とそのための施策、事業をその中にしっかりと体系づけてまいりたいと、そのように考えておるものであります。

現在、25年度からの次期総合計画の策定に向けて準備を進めておるところであります。大まかなスケジュールと住民意向の把握の方法についてであります、これまでも計画策定の際に実施しております住民アンケートを4月ころに、それから関係団体等との懇談会を6月ころに計画しているほか、基本構想、基本計画の素案をまとめる9月と翌年1月ころに、パブリック・コメントと住民説明会を実施する計画であります。

また、今回は新たな試みといたしまして一般公募する町民の皆様によるワークショップを7月ころに開催をし、政策分野別の事業等について検討していただき、その後各部署でまとめる基本計画の素案に反映させていく考えであります。

次に、2点目の生活の基本となる収入の確保と働く場の創出についてはどのように取り組む考えかというご質問でございますが、人口減少、過疎化が進む中、定住促進のた

めにも町民の収入確保と雇用創出は、まちづくりの最重要課題であります。これまでも基幹産業である酪農や林業の振興を基本に企業誘致はもとより、誘致企業の事業拡大、あるいは支援、それからまた、第3セクターの設立、医療福祉施設の整備促進など、雇用創出に向けた積極的あるいは間接的なさまざまな取り組みを鋭意進めてきたところであり、最近では若者、高齢者の雇用助成や、6次産業化、ものづくり人材育成、こういった農家や商工業者等も含めまして活用できる支援制度創設などの雇用対策も講じてきているところであります。次期総合計画の策定に当たりまして、収入確保と雇用の創出は、町民の安全・安心な暮らしを維持していくうえで、また定住化を推進するうえでも重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

昨年9月の定例議会において、議員から定住化対策に係る一般質問で酪農振興による雇用拡大、6次産業化の支援などの内発型の雇用創出のほか、IT関連企業、地元資源等を活用した地域に定着可能な企業などの企業誘致に積極的に取り組むことを答弁させていただいております。

盛岡広域圏の産業活性化基本計画の推進や、先般震災復興関連で県が取りまとめ、国に認定申請をしております岩手県産業再生復興推進計画における産業集積区域、特区の設定などの取り組みも進めるとともに、住民アンケートやワークショップなどで寄せられる住民ニーズや日々変化する社会経済情勢の動向を注視しつつ、収入や雇用の確保につながるような新たな取り組みについても積極的に進めてまいりたいと、そのように考えておるものでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

計画の策定スケジュール、あるいは住民意向の把握等については理解をいたしました。ぜひ、できるだけ多くの町民の、農家であるとか、商店の皆様方の声を次期総合計画の中に策定、反映していただければというふうに思います。

さて、答弁の中で、町民との課題を共有し、計画づくりを進めたいと、このようにおっしゃっておりますが、昨年8月の町長選挙での公約、あるいは再選から半年が経過した現時点で、町長が考える次期総合計画で対処すべき最も重要なまちづくりの課題は何か、その辺についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

町の課題をどう捉えているかということでございますが、お答え申し上げたいと思います。

歴代の町長が課題として長い間取り組んできた中に、やはり人口減少、そしてまた、

産業の振興と併せて雇用、所得の創出といいますか、そういうことが大変大きな課題であったと、このように思っておるところであります。そしてまた、併せて、今回町長の施政方針演述の中でも申し上げておりますように、町民の皆さんが日々の生活の中で安心して暮らせるまちづくり、一つひとつの不安を解消しながら、安心して暮らせるまちづくりが、さらに今回の大震災、あるいは18年の災害等、町にあったわけではありますが、一層そういう安心して暮らせるまちづくりが大きな課題になっていると、このように思っておるところであります。

そしてまた、この三つの課題は大きく捉えまして、一つひとつとしての課題として捉えるものではなくて、三つがやはり一体的な方向の中で解決といいますか、課題に取り組んでいかなければならないと、このようにも思っておるところであります。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

三つの人口減少、あるいは所得向上、雇用の場の創出、そして安心して暮らせるという三つの重要な課題と、こういうことであります。そういった重要課題の1日でも早い解決に向けた、積極的な取り組みを期待をするものであります。

次に、その三つの課題を踏まえ、次期の町の総合計画で、特に重点を置く個別のハード事業、それからソフト事業等について、お聞かせを願えればというふうに思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

総合計画に重点的に位置付けていく個別の事業、その中でもハード的な事業、あるいはソフト等についてということですが、まず一つには、これまでもいろいろ課題といいますか、そういうような中で取り上げてまいりましたが、将来とも安心して町民が医療を受けられる、そういう環境というのが大変大きな、施設整備の大きなものであろうと、このように思っておりますし、そういう中で葛巻病院、そしてまた、併せて養護老人ホームの整備というのが一つであらうと、このように思います。

二つ目ですが、これは長年の課題でもございました江川地区の簡易水道整備事業の統合整備事業であります。

そしてまた、三つ目ですが、町の顔としてとも言えるべき、まちなかの活性化であります。今県との調整もしておるところであります。歩行者の安全確保、そしてまた、空き店舗といいますか、これらを活用した街並み景観の整備というのを図りながら、まちなかの振興、発展、これが大きな課題であると、このように思っておるところであります。

この三つはいずれも事業としても大規模な事業になるわけでありますので、次期総合計画の重点的な位置付けになろうと、このように考えておるものであります。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

ただいまお話をいただきました病院の新築の問題、あるいは江川簡水の問題、あるいは中心市街地のまちづくりへの取り組みなどは、いずれも町の将来を変える大変大事な取り組みであります。ぜひとも、その早期に取り組みを着手していただくよう、心から願うものであります。

さて、昨今町の取り組みが評価され、いろいろなマスコミ等にも取り上げられ、クリーンエネルギーへの取り組み以降、来町者数は大変多くなっております。そういったことは、移住者増加のひとつのきっかけにもなればというふうに期待を寄せるところでもあります。一方で、これらの評価が過大ではなく、来町者の期待を裏切らないものであり、また、現に住んでいる町民がその評価を実感できることが住み続けたいまちづくりにつながるのだらうと、このように思います。それは、単に先進的な取り組みを実践していくだけではなく、来町者あるいは住民が直接目にする景観であるとか、感じ取るイメージにも注意をしていく必要があるのかなというふうに思います。

そこで、今沿岸ではがれきの処理の問題が復旧、復興のために大変大きな課題になっているところであります。我が町でも、内陸から沿岸部に応援をする、そういったところであるわけでありますが、例えば我が町が、来町者の方々が、まず一番最初に目にするのに、十数年前から町の境に設置されている産廃阻止の看板等があるわけでありまして。老朽化であるとか、あるいは現在では一定の役割を終えているものと、このように思うわけでありまして。

また、先日もありましたが、案内板等の設置も必要ではないのかという質問等もございました。そういったことから、こういった看板等についても、今やはり復旧、復興に一生懸命沿岸等では頑張っているわけでありましてから、そういった時代に合ったような、そういったものに変えていくというようなことも、町のイメージとしては必要ではないのかというふうに考えます。

このような部分等も含め、次期町総合計画では景観を含めた町のイメージ、いわゆる酪農もそのとおりであります。林業と酪農、そしてクリーンエネルギー、そういったことから、そういった分野にどのように取り組んでいくのか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

景観を含めた町のイメージづくりにどのように取り組んでいくかということですが、これまでもミルクとワインとクリーンエネルギーの町をキャッチフレーズに取り組んできたところであります。

そういう中に、くずまき高原牧場、あるいはグリーンテージ、さらにはワイン工場等々におきましては、その集約のポイントといたしましての町のイメージと申しますか、そういうイメージが位置付けとしてされてきていると、このようには思っておりますが、今おっしゃいますように、全体的に町内を見渡した場合に、やはりどうしても、そういう町全体としてのイメージとしては、まだ不足しているといえますか、やはり、この部分がしっかりと、そういうイメージ付けができるような状況の形成というのが大事であろうと、このように思っております。

そういう中で、今観光協会、あるいは、そういう来町者を迎えるといえますか、そういう事業所等々含めてでございますが、景観含めて、そしてまた、おもてなしといえますか、そういう心等々の形成等も含めてのアクションプラン、そういうものを今策定いたしましたして、一層そういうイメージ、あるいは連携しての、そういう受入態勢づくりといえますか、イメージの構築にも取り組んでいきたいというようなことの中で鋭意取り組んでおるところでございますが、今度の次期総合計画の策定におきましても、町のイメージというものをしっかりと捉えて、そしてまた、それが全国に、さらに一層発信され、町の交流人口が今500,000人を超えているわけですが、さらに、その交流人口の増といえますか、そういうものに結びつけていけるように、ひとつは進めてまいりたいと、このように思っております。

そういう中で、今議員がおっしゃいますように、町のイメージの中で、これまでミルクとワインとクリーンエネルギーということの中で取り組んでいる中で、やはり、どうしても町のそれぞれの境界のところに産業廃棄物反対のひとつの看板も今も設置されているわけですが、その老朽化もしてきておりますし、その役割は十分果たしたものであると、このように考えておりました、これらの看板につきましても、町のイメージに合うような、早急に変えてまいりたいと、このようにも思っているところであります。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

ぜひとも、その時代に合った、そういった看板であったり、あるいはイメージづくりというものには、ぜひとも取り組んでいただきたいと、このように思う次第であります。

それでは次でございますが、私はやはり生活の基本となるものは収入であったり、雇用の場であろうというふうに思います。人口減少であるとか、所得の向上、そういったものには産業の振興が最も重要である。特に少子高齢化、あるいは後継者、担い手不足は、これは酪農のみならず、商店すべてにおいて深刻な、大変大きな問題であると、こ

のように思っております。

それで産業振興、大変、先ほどもあったように、まちなかの、いわゆる空き店舗の利用であるとか、あるいはセットバックをしながらの道路づくりであるとか、大変期待をされるわけではありますが、それと、あるいは酪農についても今後、先ほどもありましたが、やはり生産が落ち込んでいると、そういったこともあるわけではありますが、次期の町の総合計画の中ではどのような施策に取り組んでいくのか、その辺についてお伺いをしたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、産業の振興、特にも町としての一貫した課題であると、このようにも思っておるところであります。

そしてまた、企業誘致がどうしても厳しい状況にあるわけありますので、町の持つ資源、力といいますか、これを活かしながら基幹産業の振興、それを支える後継者、あるいは担い手対策というのが最も重要な課題になってくると思っております。

これまでも各種補助事業等も導入しながら、後継者の対策事業や林業の担い手育成事業、こういったもの、あるいはものづくりの、これは町単独の事業としても創設しているわけではありますが、ものづくりの人材、あるいは、そういう担い手育成事業に、これまでも取り組んできたところありますけれども、さらに次期総合計画におきましては、これまでの後継者、あるいは担い手育成対策事業をさらに拡大、充実を図っていかねばならないと、このようにも思っているところあります。

そういう中で、例えば林業の担い手育成支援事業的なものを、議員もおっしゃいますように、農業、酪農家だけではなくて、商工業にも同じくその後継者の課題というのがあるわけあります。そういう中で、ぜひとも、その林業の担い手育成事業等の拡大版と言いますか、そういう形の取り組みの中で農業、酪農あるいは商工業への後継者がスムーズに、何て言いますか、対策として結びつくように、やはり、そういう事業等を今後の次期総合計画においては最も重要であると、このように考えているところあります。

そしてまた、特にも、どうしても、その事業を辞めざるを得ないといえますか、そういうケースも出てまいりますので、そういう施設が有効に事業として継続できるような、やはり仕組みづくりといえますか、そういう部分が今後の大きな課題であると思っておりますし、次期総合計画には、そういう面でのソフト的な面といえますか、事業の位置付けというのが大事であると、このように考えているものであります。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

担い手については大変厳しい状況にあるところであります。特に、ちょっと酪農に関してお伺いしたいのでありますが、今度の総合計画の中で、規模としては、どちらかと言えば大規模化を目指すのか、あるいは今後どうしても農地の有効利用をするための、そういったことが大変必要になってくるのだろうかというふうに思っております。

そういったことから、どうしても役場と、あるいは農家一体となって取り組まない限り大型化というのはなかなか難しいのかなというふうに思うわけですが、その辺についての、もし考えが、こういった方向に今後の総合計画の中では持っていく考えなのか、その辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今後の酪農形態といいますか、経営体、どのように考えているかということですが、その中で大規模な経営方針といいますか、これを強く推進していくのかという部分も含まれておると思いますが、やはり葛巻の酪農形態を見た場合に、やはり、いろいろ規模的にも100頭以上の酪農家、あるいは60頭から70頭、あるいは30頭、40頭、あるいはそれ以下というような形態もあるわけですが、そういう中に、やはり大規模酪農家としての、やはり、そういう経営を目指す方々には、そういう支援といいますか、していかなければならないと、このように思っておりますし、もう一つは、やはり、それ以外の規模の方々におきましても、やはり先ほども言いましたような形の中に、後継者の対策等も講じながら、ぜひとも今の酪農の維持発展のために対策は講じていかなければならないと、このように思っているところであります。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

いずれ、これからの町長の4年間の中には病院の新築、あるいはまちなかの道路整備等を兼ねた街並みの改革というか、商店街の活性化、そして江川簡水も大きな事業としてございます。

私は今後の酪農においても、農地の効率的な利用、あるいは大規模化によつての作業の軽減等々によつては、本当に町そのものが全国に誇れる町になっていくのかなと、そういった意味では、この大震災を受けて、ごく当たり前の生活が大変大事だということも日本国民は、多くは知ったところであります。そういった意味で、これからの町長の4年間の、いわゆる発展計画には本当に町の将来を左右する、本当に大事な4年間になるのだろうか、こんなふうに思っております。

そこで、最後に町長にお伺いをいたすわけではありますが、今年度は基幹産業のひとつである酪農が、乳牛導入120年を迎えております。しかし、残念ながら、その生産等は落ち込んでいるわけではありますがけれども、このことを契機にして、さらなる発展、飛躍に向かっていかなければならない、こういうふうを考えます。

そこで、町長は常に夢しか実現をしないというお話もされております。そういったことで、今後のまちづくりに対する、私が今酪農を含め、まちなかの活性化、やはり商店街も大変疲弊をいたしております。そういったことから、大きく期待をされるところでありますが、その辺の夢をお聞かせ願えればと、こういうふうに思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまは、辰柳議員さんから最後に町長にというお話でありましたが、最後でなくても結構であります。

この町長2期目に向けましての、町民の皆さんとの公約につきましては、どれもしっかりと果たしてまいりたい、そんなふうに思っているものでありますし、また、この公約にあげなかった部分につきましても、早い時期に対処しなければならないなというふうに今感じておるものもございます。震災後の復興の状況を見ましたり、当時を見ましたりしましても、町内の商店というものの大事さ、必要性、こういったことも改めて深く理解を、認識をさせていただいたところでありまして、これらについても今後対応策を早期に考えてまいらなければならないものと、そんなふうに思っているところであります。

これまで我が町葛巻、先人のたゆまぬ努力の中におきまして、酪農のまちづくりに多くの町民が大きな夢を掲げ、情熱を持って取り組んでまいったものであります。そして今の町葛巻、ミルクとワインとクリーンエネルギーの町くずまき、大変内外からも評価される町に成長したわけでありまして、これには町民の大きな努力でありましたり、第3セクターの取り組み、こういったものが大きいものがあったなというふうに思うわけでありまして。

長い間町が持っている機能を活用しながらのまちづくり、町の基幹産業を1次産業に据え、どんなときも農業、林業をしっかりと守りながら挑戦をし続けてきて、それが今のクリーンエネルギーの町につながったものであります。農業、林業、1次産業の先にあったもの、さらに挑戦、さらに挑戦、さらに挑戦していく中で、その先にあったものがクリーンエネルギーであったなというふうに私は理解しているわけでありまして。最初からエネルギーまでつくろうと、そういう構想はなかったわけではありますが、一步前進、一步前進、一步前進というふうに進む中でクリーンエネルギーにも達し、これは酪農と林業を推進するまちづくりでなかったら、今のクリーンエネルギーの町には到達できなかったろうというふうに思うものであります。

しかしながら、今の我が国の状況を見ますと食料生産、あるいは1次産業、農業、林

業のみならず、漁業まで含めました1次産業、そして我々の住む山村というのは大変厳しい状況にあるわけであります。特にこの食料生産ひとつ取りましても、国全体の食糧自給率は低下する一方であります。それからまた、議員先程来問題視されております酪農の経営であります、牛乳の消費の低迷でありましたり、あるいはまた、消費の低迷の中には若者の、20代の牛乳離れ、こういったものも大きな要因であります。そしてまた、今現在に及ぶ燃料の高騰であったり、あるいは生産資材の高騰であったりと、大変厳しい状況、そういった中にさらされておるものであります。

したがって、この先ほんの数年、3年、5年という先が将来を決める極めて大事な時期というふうに思うものでありますし、山村の生き残りをかけた挑戦を町民みんなが情報を共有しながら、結束をして、一丸となって先を考えていかなければならない、そんなふうに思うものであります。これまでと同じように基幹産業を酪農、林業に据えながら、さらに次の町を考えてまいりたいと、そう思っているところであります、ここに参りましての原発事故での、午前中以来のご質問の中にもございますとおり、放射性物質の問題でありましたり、あるいはまた、TPPの問題、将来不安となるものであります。

しかしながら、私はどんな時代も、その時代によっての問題、課題というものはあるものであります、夢を持って、夢に向かって果敢に挑戦するということが極めて大事だというふうに思うものであります。若い者、次の次代を担う若い人たちに大きな夢を持って、そしてまちづくりに挑戦をしていただきたい、産業の振興に挑戦をしていただきたい、そんなふうに思いながら、実は1期目就任した当初から次の時代の若い人たちを町内のいろいろな酪農形態、当時もう既に6次産業化をしておるいろいろな経営体、農業生産者、酪農経営者、国内におりました。そういったところも見せながら、そしてまた、葛巻の牛乳のほとんどの処理をしていただいております高梨乳業の近代的な工場も見せながら、そして、消費者との交流も図れるような、そういった販売まで含めての、この2泊3日くらいの研修を何年間も続けたものであります、なかなか農家の若い人たちもいろんな事情から、ずっと継続するということにはならない状況であります。新たな挑戦をしている方々、そして酪農を基本にしながらの大きな事業効果を上げている方々、そういった良い経営をしておられる方々を見せながら、そして、それらを目標にしながら挑戦してほしい、そんなふうに思ったものであります、なかなかそうならなかったのも現実であります。それを、もう1回巻き返しをしながら、夢を持って挑戦する、次の時代の後継者の行く末もさらに別な角度から進めてまいらなければならないなど、そんなふうに感じておるものであります。

大きく規模を拡大しようとする農家には、大きく規模拡大ができるような、そしてまた、現状維持で、現状の規模で永続、あるいは発展できればしたいというものについては、そうできるような方向で町としても支援をしてみたい。

これにつきましては、これまでは農家は農家、林家は林家、商店は商店というようなことで大体進んできたものであります、私はこの場に参りまして、農家だけではなくて1次産業、2次産業、3次産業、1次産業から2次産業に進み、2次産業から3次産業に発展する、町全体で考えていかなければならない。町全体の取り組みとして特色あ

る取り組みにつなげてまいりたい、そんなふうに考えておるものであります。町が持っている多面的な機能を活用しながらのまちづくりと、これは今後とも基本は変わるものではないわけでありまして。こういったものに価値観を見出しながら、1次産業から2次へ、2次から3次へ、そして交流人口がさらに高まるように、そしてまた、他の山村にあまり例のないような特色ある、新たなまちづくりを考えてまいりたい、町の活性化を考えてまいりたい、そう思うものであります。

そういったときに、今年は乳牛導入120年の記念すべき節目の年を迎えるものでありまして、この120年の今年を機に、我が町のまちづくり、大きな一步を踏み出す、そんな新たな年にしてまいりたい、そんなふうに思うものであります。

辰柳議員の今後のご指導も含めて、よろしくお願いを申し上げまして、今後の私の基本的な考えを申し述べさせていただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

ぜひとも、この総合計画の策定に当たりましては、職員そして町民、課題を共有し、一体となって取り組んでいただくこと、そして、実行していただくよう強く願うものであります。町長には、その先頭に立って強いリーダーシップのもと、実現に向けて頑張ってくださいたいと、そんなことをお願い申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

以上で今日の議事日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。

（散会時刻 13時57分）